

整理番号

港湾一条不-2

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	大阪港湾局 計画整備部 海務課 (埠頭) (06-6572-4033) 振興課 (06-6615-7796)
処分担当名	同上
処分の名称	船客上屋、荷さばき施設附設事務所及び港湾労働者休憩所の使用制限
概要	船客上屋、荷さばき施設附設事務所及び港湾労働者休憩所の使用にあたっては、大阪市港湾施設条例第9条第3項及び第4項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者についてはその使用を拒絶し、又は退去を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市港湾施設条例 (昭和39年4月1日条例第76号) 第9条第3項及び第4項 (https://www.l.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎次の各号のいずれかに該当する場合。 (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となるおそれのある物品又は動物を 携行する者 (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 ○「危害」とは、他人に生命を脅かすような危険のみでなく、単に他人を傷つけるような ことも含みます。 ○「迷惑」とは当該行為が他の人に対して著しい不快感を与えたり、困惑させたりすること をいいます。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長及び指定管理者が施設の管理上支障があると認める者
ホームページ	
備考	